

## 2 育児休業給付金・出生後休業支援給付金

### (1-1) 育児休業給付金の支給要件

#### ① 1歳未満の子を養育するために、育児休業を取得した被保険者であること（2回まで分割取得可）。

育児休業給付金の対象は、以下のア及びイいずれにも該当する休業です。

ア 被保険者から初日と末日を明らかにして行った申出に基づき事業主が取得を認めた育児休業。

イ 休業開始日から、当該休業に係る子が1歳（いわゆるパパ・ママ育休プラス制度を利用して育児休業を取得する場合は1歳2か月。さらに保育所における保育の実施が行われない等の場合は1歳6か月または2歳）に達する日前までにあるもの。⇒例1参照

- 産後休業（出生日の翌日から起算して8週間）は育児休業給付金の対象外です。産後6週間を経過した場合で、当該被保険者の請求により、8週間を経過する前に産後休業を終了した場合でも、産後8週間を経過するまでは、産後休業とみなされます。
- 休業開始後に他の子に係る産前産後休業又は育児休業や、介護休業が開始された場合は、それらの休業の開始日の前日をもって当初の育児休業給付金は終了します。
- 被保険者とは、一般被保険者と高年齢被保険者をいいます。

#### ② 休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の）完全月が12か月以上あること。

過去に基本手当の受給資格や高年齢受給資格の決定を受けたことがある場合は、それ以降のものに限ります。育児休業開始日前2年の間に、疾病、負傷等やむを得ない理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった期間がある場合は、当該理由により賃金の支払いを受けることができなかった期間を2年に加算することができます（合計で最長4年間）。

#### ③ 一支給単位期間中の就業日数が10日（10日を超える場合は就業した時間数が80時間）以下であること。

支給単位期間とは、育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間（その1か月の間に育児休業終了日を含む場合はその育児休業終了日までの期間）をいいます。

支給単位期間が1か月に満たない場合も、就業日数が10日（10日を超える場合は就業した時間数が80時間）以下かどうかで判断します。

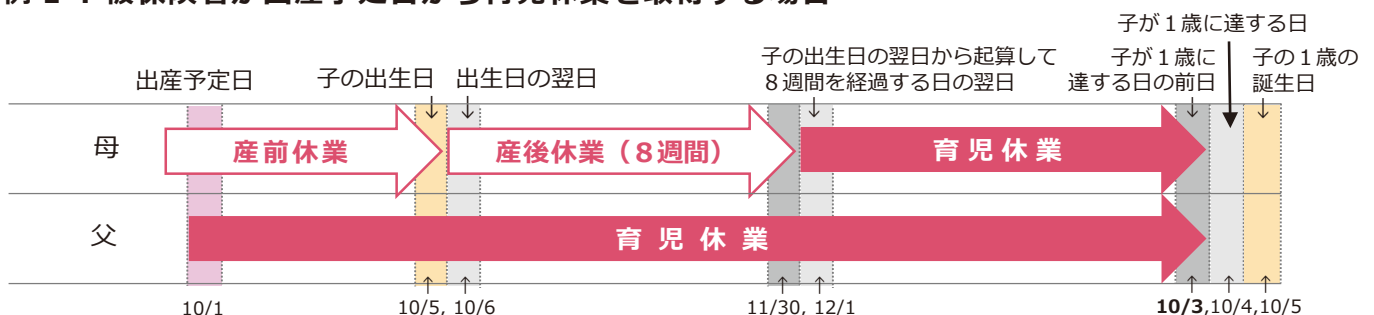
（期間を定めて雇用される方の場合）

#### ④ 養育する子が1歳6か月に達する日までの間※1に、その労働契約の期間※2が満了することが明らかでないこと。

※1 保育所等で保育の実施が行われないなどの理由で、子が1歳6か月に達する日後の期間にも育児休業を取得する場合には、2歳に達する日までの間

※2 労働契約が更新される場合は更新後のもの

#### 例1：被保険者が出産予定日から育児休業を取得する場合



出生時育児休業を取得せず、出産予定日から育児休業を取得することも可能です。

育児休業給付金の支給要件を満たす方が、子の出生直後の一定期間に両親ともに育児休業を取得した場合、2025（令和7）年4月1日以後の育児休業に対して出生後休業支援給付金を最大28日間受給することができます。出生後休業支援給付金の支給要件は13頁を参照してください。

例 2 : 育児休業を 3 回に分けて取得した場合の 3 回目の休業

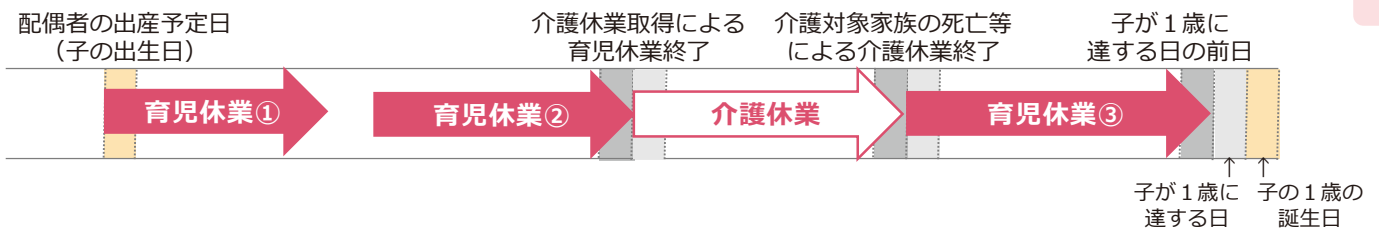


育児休業取得回数の例外 1 : 除外事由

3 回目以降の育児休業は、原則給付金を受けられません。  
ただし、以下の事由に該当する場合は、この回数制限から除外されます。

- 別の子の産前産後休業、育児休業、別の家族の介護休業が始まったことで育児休業が終了した場合で、新たな休業が対象の子または家族の死亡等で終了した場合 ⇒ 例 3 参照 (当初の育児休業の申出対象である子が 1 歳 6 か月または 2 歳までの場合を含む)
- 育児休業の申出対象である 1 歳未満の子の養育を行う配偶者が、死亡、負傷等、婚姻の解消でその子と同居しないこととなった等の理由で、養育することができなくなった場合
- 育児休業の申出対象である 1 歳未満の子が、負傷、疾病等で 2 週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合
- 育児休業の申出対象である 1 歳未満の子について、保育所等での保育利用を希望し、申込みを行っているが、当面それが実施されない場合
- 育児休業中に出向 (出向解除を含む。) となった被保険者が、1 日の空白もなく被保険者資格を取得しており、引き続き育児休業をする場合

例 3 : 介護休業を取得したため対象育児休業が終了し、  
介護対象家族の死亡等により介護を行わなくなった場合

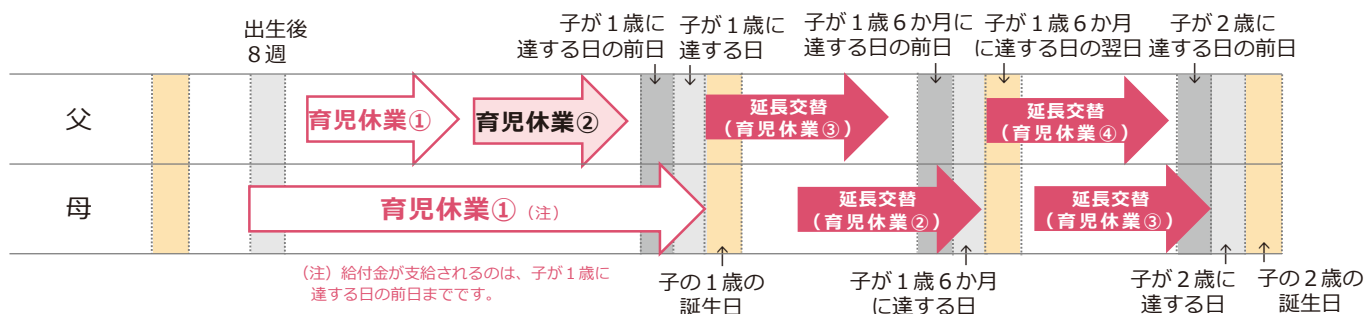


育児休業取得回数の例外 2 : 夫婦が交替して、または同時に育児休業を取得する場合

育児休業の延長事由 (32 頁参照) があり、かつ、夫婦交替で育児休業を取得する場合 (延長交替) や夫婦同時に育児休業を取得する場合など以下のいずれにも該当する場合、**1 歳～1 歳 6 か月と 1 歳 6 か月～2 歳の各期間中、夫婦それぞれ 1 回に限り育児休業給付金の対象となります。**  
⇒ 例 4-1 ~ 4-3 参照

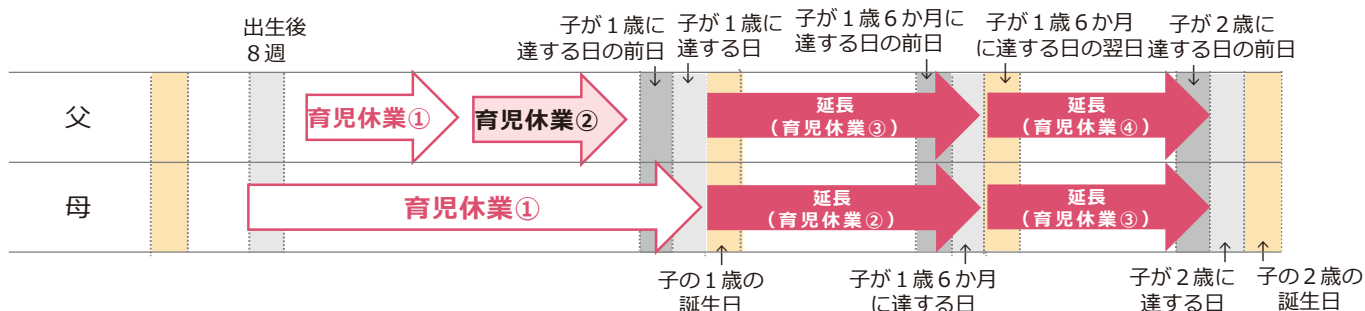
- 被保険者又は配偶者が、子が 1 歳 (又は 1 歳 6 か月) に達する日に育児休業を行っていること
- 新たな育児休業期間の初日が、子が 1 歳 (又は 1 歳 6 か月) に達する日の翌日であること、または配偶者が子が 1 歳 (又は 1 歳 6 か月) に達する日後に育児休業を行っている場合であって配偶者の育児休業期間と接している若しくは重複していること

### 例 4 - 1 : 1歳未満の子について2回の育児休業をした後、延長事由に該当し、1歳に達する日後に夫婦交替で3回目以降の育児休業を開始する場合

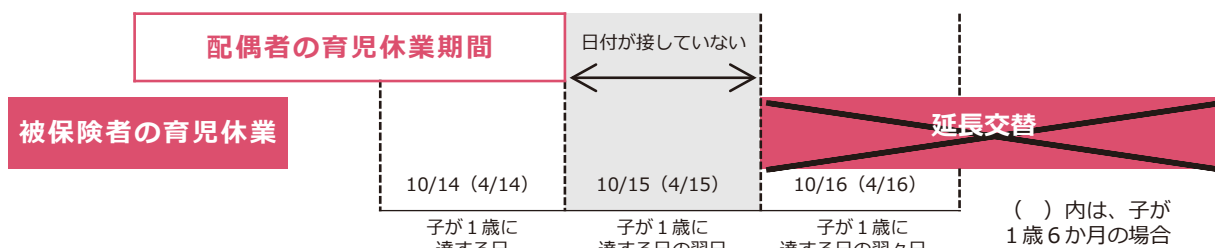


1歳以降の育児休業も夫婦1回ずつ延長交替できます。  
 1歳から1歳6か月までの期間と、1歳6か月から2歳までの期間の、それぞれで配偶者が育児休業をしているため、延長交替として育児休業の取得が認められます。この場合、添付書類として確認書を提出いただく必要があります。  
 延長交替の場合における「育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書」の記載方法については、別途リーフレットでご案内しています。詳しくはハローワークにお尋ねください。

### 例 4 - 2 : 延長事由に該当し、1歳に達する日後に夫婦同時に育児休業を開始する場合



### 例 4 - 3 : 延長交替の要件を満たさない場合



この例では、配偶者は子が1歳に達する日(10/14)に育児休業を行っていますが、被保険者の育児休業開始(10/16)は子が1歳に達する日の翌日となっておらず、配偶者の休業期間と接していないため、延長交替として育児休業の取得は認められません。

## ご注意ください 休業中の就業可能日数/時間数の取扱い

育児休業給付金の対象期間中、一時的・臨時的に就業することになった場合、一支給単位期間(17頁参照)中の就業した日数が、10日以下(10日を超える場合は80時間以下\*)である必要があります。また、育児休業を終了した日の属する支給単位期間は、就業した日数が10日以下(10日を超える場合は80時間以下)であるとともに、全日休業している日が1日以上あることが必要です。

\*分単位の端数は切り上げ処理となるため、80時間を分単位で超えた場合は81時間となります。

1か月間に11日以上就労した場合、その際の就労に対する賃金額を、次の子に係る育児休業を取得した際の育児休業給付金の支給額の算定に使用することがあります。その場合、次の子に係る育児休業給付金が現在の支給額に比べて少なくなる可能性があります。

## (1-2) 出生後休業支援給付金の支給要件

2025（令和7）年4月から「出生後休業支援給付金」が創設されました。次の要件を満たす方は、2025年4月以後の育児休業に対して、育児休業給付金に加えて出生後休業支援給付金が支給されます。

### ① 同一の子について、育児休業給付金が支給される育児休業を対象期間※1に通算※2して14日以上取得した被保険者であること。

※1 対象期間とは、次の期間をいいます。

- ・ 被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間。⇒例1、2参照
- ・ 被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。⇒例3、4参照

※2 出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休（出生時育児休業）を取得している場合は、その日数も通算します。

➤ 2025（令和7）年4月1日より前から引き続いて育児休業をしている場合は、下線部分を「2025（令和7）年4月1日」として要件を確認します。

### ② 被保険者の配偶者が、「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業※1を取得したこと、または、子の誕生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合※2」に該当していること。

※1 被保険者の配偶者がする育児休業は、被保険者の配偶者が雇用保険被保険者の場合は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業となり、給付金が支給決定されていることを確認します。被保険者の配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く。）の場合は、各種法律（国会職員の育児休業等に関する法律第3条第2項、国家公務員の育児休業等に関する法律第3条第2項（同法第27条第1項及び裁判所職員臨時措置法（第7号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第2項、裁判官の育児休業に関する法律第2条第2項）の規定による請求に係る育児休業となります。

※2 配偶者の育児休業を要件としない場合とは、次の1～7の場合であり、子の誕生日の翌日において、これらのいずれかに該当する場合は、配偶者が育児休業を取得していなくても②の要件を満たすこととなります。

## 配偶者の育児休業を要件としない場合

### 1. 配偶者がいない

配偶者が行方不明の場合も含まれます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限りません。

### 2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

### 3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中

### 4. 配偶者が無業者

### 5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

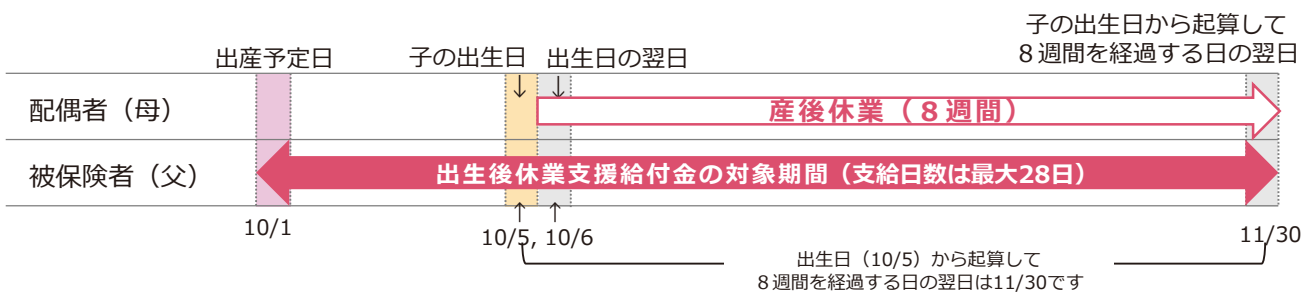
### 6. 配偶者が産後休業中

### 7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

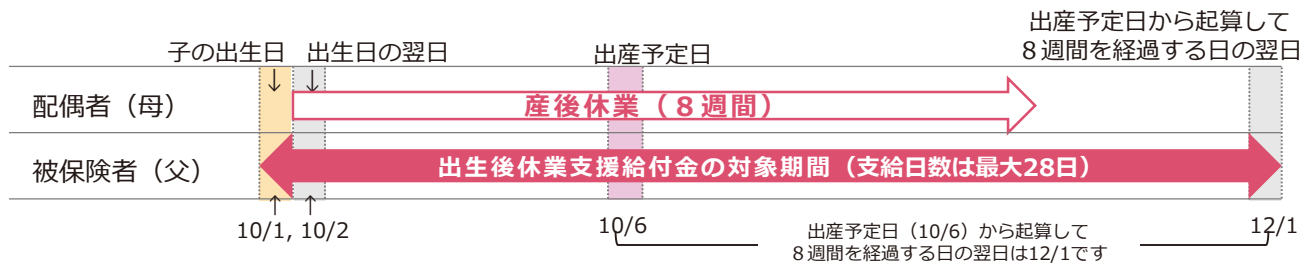
「配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができないことの申告書」（21頁参照）の「配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができない理由」のいずれかに該当する場合は該当します。

➤ 該当する場合は、支給申請書に該当する番号を記載して、19～24頁の確認書類を添えて提出してください。

### 例 1 : 被保険者が産後休業をしていない場合で出産予定日より後に子が出生した場合

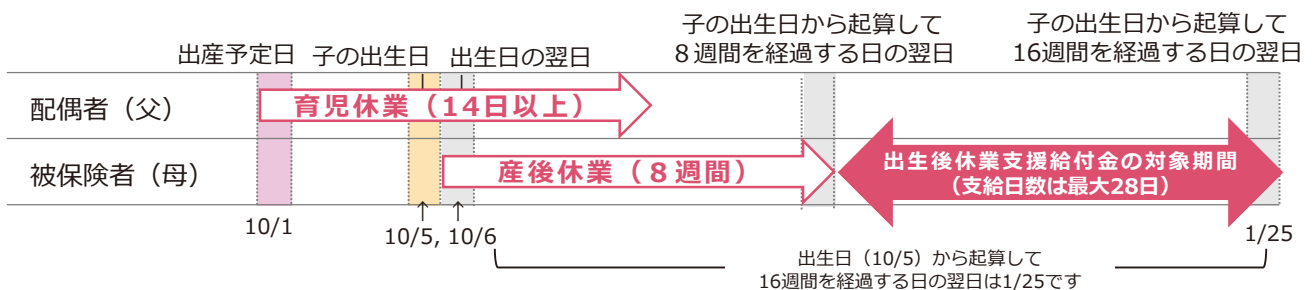


### 例 2 : 被保険者が産後休業をしていない場合で出産予定日より前に子が出生した場合

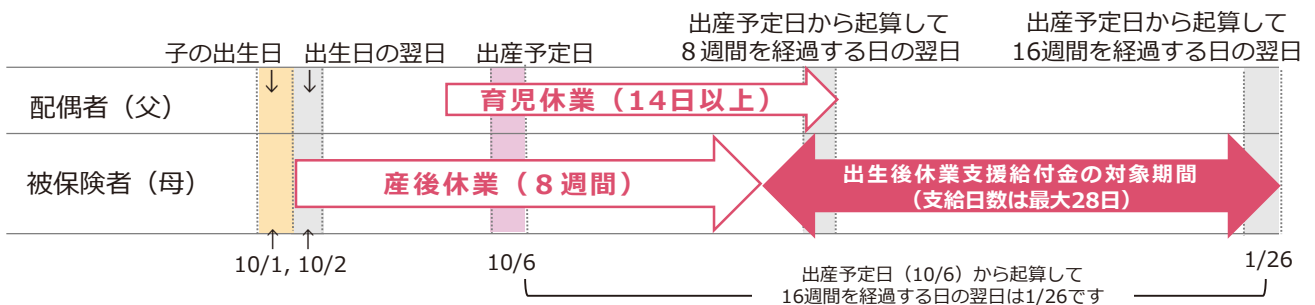


例 1、例 2 の場合、配偶者 (母) が子の出生日の翌日において産後休業中であるため、被保険者 (父) が、出生後休業支援給付金の対象期間に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を通算して14日以上取得した場合は、出生後休業支援給付金の支給対象となります。

### 例 3 : 被保険者が産後休業をしている場合で出産予定日より後に子が出生した場合



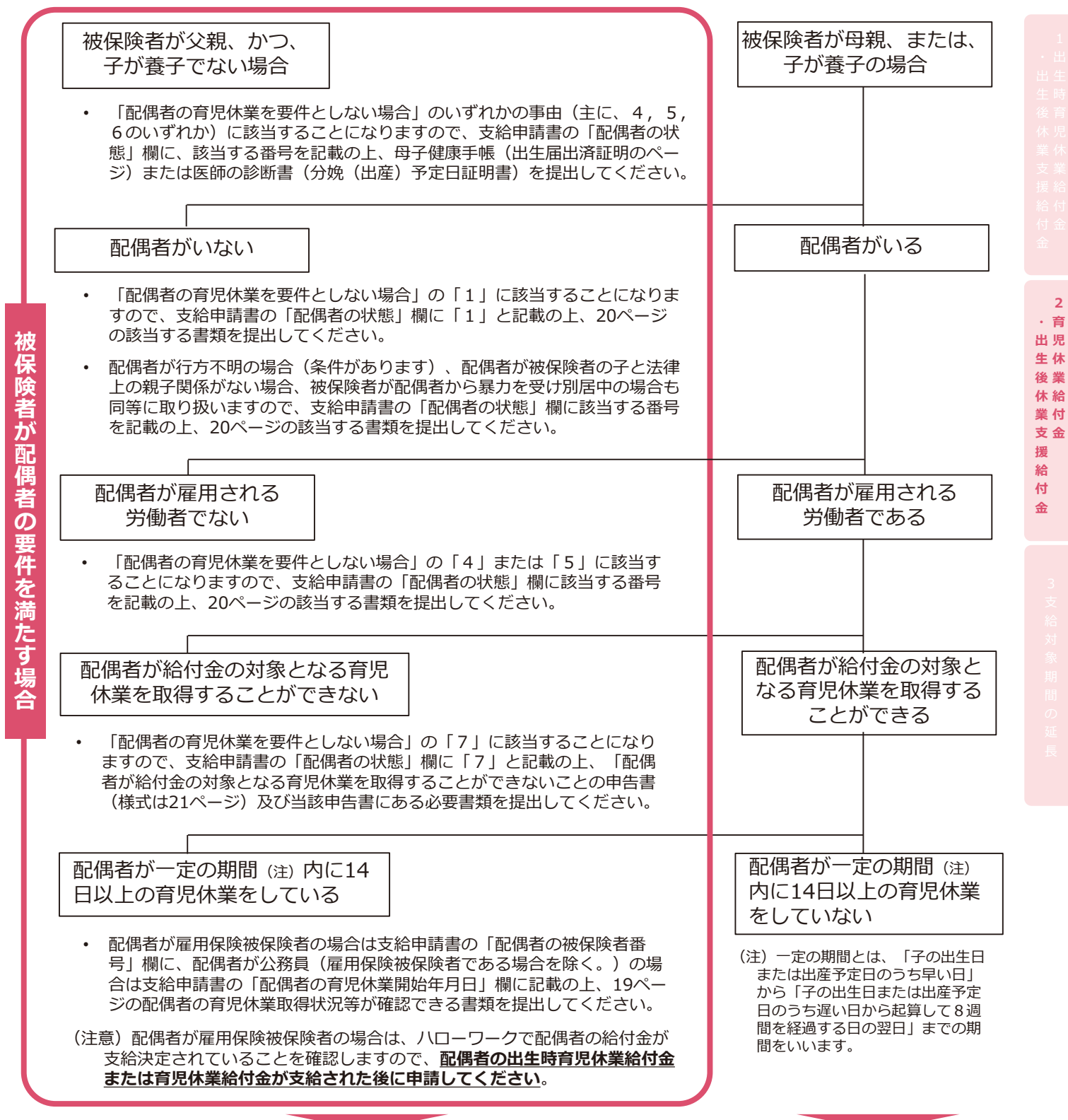
### 例 4 : 被保険者が産後休業をしている場合で出産予定日より前に子が出生した場合



例 3、例 4 の場合、配偶者 (父) が「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上の育児休業 (出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業) をしているため、被保険者 (母) が、出生後休業支援給付金の対象期間に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を通算して14日以上取得した場合は、出生後休業支援給付金の支給対象となります。

## ■ 出生後休業支援給付金の支給要件の確認のポイント

出生後休業支援給付金の支給を受けるには、被保険者が配偶者の要件を満たした上で、対象期間に出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を14日以上取得している必要があります。



## (2) 支給額

育児休業給付金の支給額 =

休業開始時賃金日額<sup>※1</sup> × 支給日数<sup>※2</sup> × 67% (育児休業開始から181日目以降は50%)<sup>※3</sup>

出生後休業支援給付金の支給額 =

休業開始時賃金日額<sup>※1</sup> × 対象期間内の被保険者の休業期間の日数 (28日が上限)<sup>※4</sup> × 13%

※1：

同一の子に係る最初の出生時育児休業又は育児休業開始前（産前産後休業を取得した被保険者の方が育児休業を取得した場合は、原則として産前産後休業開始前）直近6か月間（賃金支払基礎日数が11日未満の賃金月は除く。また、当該休業開始前の2年間に賃金支払基礎日数が11日以上かつ賃金月が6か月に満たない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上である賃金月）に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金と3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く）の総額を180で除して得た額（上限額及び下限額があります。）をいいます。

※2：

支給日数は、原則30日間。休業終了日の属する支給単位期間は、休業終了日までの日数です。また、**支給単位期間の途中で離職した場合、離職日（喪失日の前日）までが支給対象です。ただし、2025（令和7）年3月31日以前に離職した被保険者については、喪失日の属する支給単位期間の前の支給単位期間までが支給対象です。**

※3：

出生時育児休業給付金が支給された日数は、育児休業給付金の給付率67%の上限日数である180日に通算されます。181日目以降は給付率50%となります。

※4：

出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休に対して出生後休業支援給付金が支給されている場合など、同一の子に対して既に出生後休業支援給付金が支給されている場合は、支給済日数分を差し引いた日数が上限日数となります。

### ■ 支給上限額（令和8年7月31日までの額）

休業開始時賃金日額の上限額は16,110円、下限額は3,014円となります。

支給日数が30日の場合の支給上限額と支給下限額は以下のとおりです。

**（給付率67%）支給上限額 323,811円 支給下限額 60,581円**

**（給付率50%）支給上限額 241,650円 支給下限額 45,210円**

支給下限額は育児休業期間を対象として事業主から賃金が支払われなかった場合の額であり、以下の例のとおり、育児休業中に支払われた賃金額によってはこの額を下回ることがあります。

なお、出生後休業支援給付金については、支給日数が28日の場合の支給上限額と支給下限額は次のとおりです。

**（給付率13%）支給上限額 58,640円 支給下限額 10,970円**

### ■ 育児休業期間を対象として事業主から賃金が支払われた場合

| 支払われた賃金の額  | 育児休業給付金の支給額                                    | 出生後休業支援給付金の支給額            |
|--|--|---------------------------|
| 「休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数」<br>の13% (30% <sup>※1</sup> ) 以下          | 休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数 × 67% (50% <sup>※2</sup> ) | 休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数 × 13% |
| 「休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数」<br>の13% (30% <sup>※1</sup> ) 超～<br>80%未満 | 休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数 × 80% - 賃金額                | 休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数 × 13% |
| 「休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数」<br>の80%以上                                | 支給されません  | 支給されません                   |

※1 育児休業の開始から181日目以降は30%

※2 育児休業の開始から181日目以降は給付率50%

- 事業主から支払われた賃金の額が「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の13%以下であれば、育児休業給付金、出生後休業支援給付金ともに減額されません。
- 事業主から賃金が支払われ育児休業給付金の額が減額される場合でも、出生後休業支援給付金の額は減額されませんが、事業主から支払われた賃金の額が「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の80%以上の額となり育児休業給付金が支給されない場合は、出生後休業支援給付金も支給されません。

例：休業開始時の賃金日額は10,000円（賃金月額300,000円） ※育児休業終了日を含まない支給単位期間の場合

- 支給単位期間に賃金が支払われていない場合  
 育児休業給付金の支給額 = 10,000円 × 30日 × 67% = 201,000円  
 出生後休業支援給付金の支給額 = 10,000円 × 28日 × 13% = 36,400円
- 支給単位期間に賃金120,000円が支払われた場合（支払われた賃金が休業開始時賃金日額×休業期間の日数の13%超～80%未満）  
 育児休業給付金の支給額 = 240,000円 - 120,000円 = 120,000円  
 出生後休業支援給付金の支給額 = 10,000円 × 28日 × 13% = 36,400円  
 ※出生後休業支援給付金の額は減額されません。

【参考】  
 休業開始時賃金月額の80%  
 = 10,000円 × 30日 × 80%  
 = 240,000円

## ご注意ください 育児休業期間を対象とした賃金の取扱い

「育児休業期間を対象として事業主から支払われた賃金」とは、原則、支給単位期間中に支払日のある給与・手当等の賃金総額をいいます。ただし、育児休業給付金の初回申請の最初の支給単位期間において、**一部分でも育児休業期間外を対象とするような給与・手当等や対象期間が不明確な給与・手当等は賃金に含めず、育児休業期間中を対象としていることが明確な給与・手当等のみ含めます。**なお、出生時育児休業給付金とは取扱いが異なりますのでご注意ください。

例：賃金締切日20日、賃金支払日25日、休業開始日4月15日の場合  
 支給単位期間その1（4月15日～5月14日） ← ①賃金支払日4月25日（3月21日～4月20日分）  
 支給単位期間その2（5月15日～6月14日） ← ②賃金支払日5月25日（4月21日～5月20日分）  
 ①には、**3月21日～4月14日の期間（育児休業の期間外を対象とした給与）**が含まれていますが、その分は「育児休業期間を対象として事業主から支払われた賃金」に含めません。

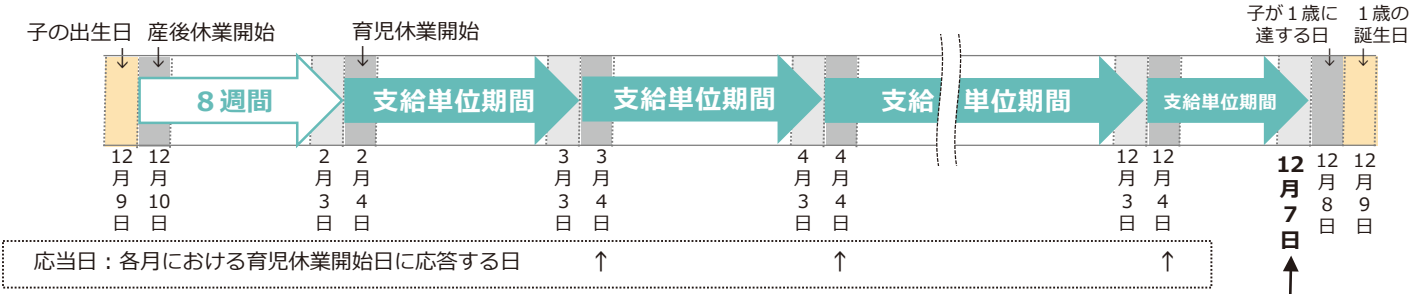
**育児休業給付金の支給を受けた期間は、雇用保険の基本手当、高年齢求職者給付金の所定給付日数に係る算定基礎期間から除いて算定されます。**

## (3) 支給単位期間

「支給単位期間」とは、育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間（休業開始日（または応当日）から翌月の応当日の前日\*まで。その1か月の間に育児休業終了日を含む場合はその育児休業終了日までの期間）をいいます。

育児休業を2回に分割して取得する場合は、それぞれの休業期間ごとに考えます。  
 ※ 応当日がない場合は、その月の月末を応当日とみなします（例えば、5月31日の翌月応当日は6月30日です。）。

例：産後休業に引き続き、子が1歳に達する日の前日まで育児休業を取得した場合



支給対象となる子が「1歳に達する日の前日まで」とは1歳の誕生日の前々日までをいいます

## (4) 受給資格確認・支給申請手続

### 【育児休業給付受給資格確認手続・育児休業給付金の初回支給及び出生後休業支援給付金の支給申請手続】

育児休業給付金・出生後休業支援給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が以下の受給資格確認手続を行う必要があります。

事業主が支給申請手続を行う場合は、受給資格の確認の申請と初回の育児休業給付金の支給申請を同時に行うこともできます。この場合の初回の育児休業給付金の支給申請は、原則として最初と次の**2つの支給単位期間**について行うようにしてください。ただし、被保険者本人が希望する場合は、1つの支給単位期間での申請も可能です。

- 受給資格がある場合**  
 受給資格確認手続のみ行ったときは、「育児休業給付受給資格確認通知書」と「育児休業給付金・出生後休業支援給付金支給申請書」が交付されます。  
 初回の支給申請手続も同時に行ったときは、「育児休業給付金支給決定通知書」と「(次回申請用)育児休業給付金・出生後休業支援給付金支給申請書」が交付されます。また、出生後休業支援給付金の支給要件を満たした場合は「出生後休業支援給付金支給決定通知書」が、満たさない場合は「出生後休業支援給付金不支給決定通知書」が交付されます。「育児休業給付金支給決定通知書」、「出生後休業支援給付金支給決定通知書」、「出生後休業支援給付金不支給決定通知書」は、被保険者の方にお渡しください。
- 受給資格がない場合**  
 「育児休業給付受給資格否認通知書」が交付されます。被保険者の方にお渡しください。

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 提出者                          | 原則、被保険者を雇用している事業主。ただし、本人の希望があれば被保険者が直接提出することも可能。   |
| 提出書類<br>①②の両方                | <p>① 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書(28頁参照)</p> <p>② 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書(29頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受給資格確認と同時に初回の育児休業給付金の支給申請を行わない場合、「育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書」は、「育児休業給付受給資格確認票」としてのみ使用してください。</li> <li>初回の育児休業給付金と出生後休業支援給付金は、②の書類で一体的に申請することを原則としますが、初回の育児休業給付金の支給決定後に出生後休業支援給付金の支給申請を単独で行うことも可能です。この場合は、<b>出生後休業支援給付金支給申請書(31頁参照)</b>で申請してください。</li> <li>②の書類には、払渡希望金融機関の記入欄があります。以前に雇用保険の給付(例えば基本手当)の支給を受けていた方は、そのときの口座を使用することもできます。また、マイナポータルに公金受取口座を登録している方は、ハローワークに個人番号を届け出ていると、その口座を使用することもできます。</li> <li>初回の育児休業給付金の申請以前に、同一の子に係る育児休業について出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給を受けている場合は、「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」の提出は不要です。</li> </ul> |
| 添付書類<br>①②の両方。<br>③は該当する場合のみ | <p>① 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカード、育児休業申出書、育児休業取扱通知書など<br/>育児休業を開始・終了した日、賃金の額と支払状況を証明できるもの</p> <p>② 母子健康手帳(出生届出済証明のページと分娩予定日が記載されたページ)、住民票、医師の診断書(分娩(出産)予定日証明書)など<br/>育児の事実、出産予定日及び誕生日を確認することができるもの(写し可)</p> <p>③ 出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類(19~24頁参照)</p>   |
| 提出先                          | 事業所の所在地を管轄するハローワーク ※電子申請も利用できます  |

(次ページに続きます)

|      |   |
|------|---|
| 提出時期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受給資格確認手続きのみ行う場合<br/><b>初回の支給申請を行う日まで</b></li> <li>● 初回の支給申請も同時に行う場合<br/><b>被保険者の育児休業開始日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日まで</b>※<br/>例：育児休業開始日が7月10日の場合 ⇒ 4か月を経過する日は11月9日、提出期限は11月30日まで</li> </ul> <p>支給対象被保険者が母親の場合、産後休業（出生日の翌日から起算して8週間）の後、引き続き育児休業を取得する場合、「育児休業開始日」は出生日から起算して58日目に当たる日となります。</p> <p>※ 高年齢雇用継続給付の支給申請月は、事業所ごとに申請月（奇数月型または偶数月型）が指定されています。この申請月にあわせて育児休業給付の支給申請を行うことができます。</p> <p>初回の支給申請時に育児休業給付金の支給要件のみ満たしている場合は、育児休業給付金のみ支給決定され、出生後休業支援給付金は不支給となりますが、後日出生後休業支援給付金の支給要件を満たした場合は、<b>要件を満たした日から10日以内</b>に出生後休業支援給付金支給申請書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 出生後休業支援給付金の支給申請を単独で行う場合<br/><b>被保険者の育児休業開始日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日まで</b></li> </ul> <p>この場合、初回の育児休業給付金の支給決定がされた後でなければ申請できません。初回の育児休業給付金支給決定通知書が送付された後や入金が確認できた後に申請を行っていただくようお願いいたします。</p> |
|------|---|

- 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書には、個人番号（マイナンバー）を記載して提出してください。
- 育児休業給付金は届け出た被保険者本人の金融機関の口座に、支給決定後約1週間で振り込まれます。

分割で取得する2回目の育児休業に係る申請の場合、改めて受給資格の確認を行う必要はありませんが、**「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書」**での提出※が必要になります。当該2回目の育児休業に係る支給単位期間は、当該2回目の休業開始日（または応当日）から翌月の応当日の前日までの1か月間ごとです。「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」の提出は、1回目の育児休業で提出済みのため再度の提出は不要です。

※ 電子申請を利用する場合は、「雇用保険育児休業等給付（育児休業給付金・出生後休業支援給付金）の申請（分割取得）（令和7年4月以降手続き）」にて提出してください。

### 【出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類】

- 被保険者の配偶者が「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に14日以上の子育て休業をした場合は、配偶者の育児休業取得状況等が確認できる書類を提出してください。
- 被保険者の配偶者が、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当している場合は、配偶者が育児休業を要件としない場合に該当していることが確認できる書類（20頁参照）を提出してください。

#### ■ 配偶者の育児休業取得状況等が確認できる書類

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 配偶者が雇用保険被保険者である場合             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの</li> </ul> <p>※ 支給申請書の「配偶者の被保険者番号」欄に記載してください。（ハローワークにおいて、記載された番号における出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給日数が要件を満たしているかの確認を行います。）</p>                             |
| 配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く。）の場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの</li> <li>及び</li> <li>②育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写し、または、育児休業手当金の支給決定通知書の写しなど、配偶者の育児休業の取得期間を確認できるもの</li> </ul> <p>※ 支給申請書の「配偶者の育児休業開始年月日」欄に記載してください。</p> |

## ■ 「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当していることが確認できる書類

※ 被保険者の配偶者が子を出産している場合（被保険者が父親、かつ、子が養子でない場合）は、被保険者の配偶者が子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」のいずれかに該当することから、**母子健康手帳（出生届出済証明のページ）または医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）（いずれも写し可）**を提出すれば、下表に記載の確認書類を省略することができます。ただし、支給申請書の「配偶者の状態」欄には下表の該当する番号を記載してください。

| 子の出生日の翌日における配偶者の状態   | 番号 | 確認書類   |
|--|----|--|
| 配偶者がいない  | 1  | ① 戸籍謄（抄）本（抄本の場合は被保険者本人のもの）及び世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し<br>または<br>② 被保険者がひとり親を対象とした公的な制度を利用していることが確認できる書類（遺族基礎年金の国民年金証書、児童扶養手当の受給を証明する書類、母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類など、いずれか一つで可）  |
| 配偶者が行方不明（配偶者が雇用される労働者であり勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限りです。） | 1  | ① 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの<br>及び<br>② 配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明したもの、または、罹災証明書  |
| 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない   | 2  | 戸籍謄（抄）本（抄本の場合は被保険者本人及び対象の子のもの。住民票において、被保険者の配偶者が世帯主となっており、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、住民票（続柄あり）の写しでも可。）  |
| 配偶者から暴力を受け、別居中   | 3  | 裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し、女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（雇用保険用）のいずれか  |
| 配偶者が無業者  | 4  | ① 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの<br>及び<br>② 配偶者の直近の課税証明書（収入なしであることの確認のため）<br>※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。<br>※ 配偶者が基本手当を受給中であれば、配偶者の直近の課税証明書に代えて受給資格者証の写しを添付書類とすることができます。  |
| 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない   | 5  | ① 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの<br>及び<br>② 配偶者の直近の課税証明書（所得の内訳の事業所得に金額が計上されており、給与収入金額が計上されていないことを確認するため）<br>※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、給与収入金額が雇用される労働者としてのものであれば、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。給与収入金額が労働者性のない役員の役員報酬である場合や、各種法律に基づく育児休業がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類（役員名簿の写しや、身分証の写しなど。）も必要です。 |
| 配偶者が産後休業中  | 6  | 母子健康手帳（出生届済証明のページ）、医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）、出産育児一時金等の支給決定通知書のいずれか  |
| 上記以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない   | 7  | ① 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの<br>及び<br>② 配偶者が育児休業をすることができないことの申告書（21頁参照）及び申告書に記載された必要書類。   |



# 雇用保険被保険者でないことの証明書

下記の者は、雇用保険被保険者でないことを証明します。

記

フリガナ

氏 名：

\_\_\_\_\_

生年月日： 昭和・平成 年 月 日

\_\_\_\_\_

住 所： 〒

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

以上

令和 年 月 日

事業所所在地

\_\_\_\_\_

事業所名称

\_\_\_\_\_

事業主名

\_\_\_\_\_

連絡先電話

\_\_\_\_\_

担当者氏名

\_\_\_\_\_

## 賃金支払状況についての証明書

下記の者は、当事業所において雇用保険被保険者の資格を取得していますが、被保険者の子の誕生日以前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の）完全月が12か月に満たないことを証明します。

記

|   |          |
|---|----------|
| 被保険者の氏名   | (フリガナ)   |
| 被保険者番号  | —        |
| 被保険者の子の<br>出生年月日  | 令和 年 月 日 |
| 被保険者の子の誕生日以前2年間に賃金支払基礎日数が11<br>日以上ある（ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数<br>が80時間以上の）完全月の月数 | か月       |

令和 年 月 日

事業所所在地

\_\_\_\_\_

事業所名称

\_\_\_\_\_

事業主名

\_\_\_\_\_

連絡先電話

\_\_\_\_\_

担当者氏名

\_\_\_\_\_

# 育児休業証明書

当社においては、育児休業中も賃金を支払っているため、従業員が育児休業給付を受給することができません。

当社の従業員である下記の者につきまして、子の出生後8週間の期間（注）の出生時育児休業期間または育児休業期間の就業状況等は下記のとおりであり、賃金の支払いがなければ出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給要件を満たす休業を、通算して14日以上取得していることを、証明いたします。

## 記

1 従業員の氏名 \_\_\_\_\_

2 従業員の被保険者番号 \_\_\_\_\_

3 出産年月日 令和 年 月 日 4 出産予定日 令和 年 月 日

4 出生時育児休業の期間及び就業の状況

① 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 就業日数 日 (就業時間 時間)

② 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 就業日数 日 (就業時間 時間)

就業時間はそれぞれの期間において、就業日数が10日（出生時育児休業の取得日数が28日に満たない場合は、当該取得日数を28日で除して得た率に応じた就業日数）を超える場合に記入してください。

5 育児休業の期間及び就業の状況

① 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 就業日数 日 (就業時間 時間)

② 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 就業日数 日 (就業時間 時間)

就業時間はそれぞれの期間において、就業日数が10日を超える場合に記入してください。

上記の記載事実に相違ありません。

令和 年 月 日

〇〇公共職業安定所 殿

事業所名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

事業主名 \_\_\_\_\_

連絡先電話 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

※ 育児休業申出書、育児休業取扱通知書等、記載された出生時育児休業又は育児休業の期間が確認できる書類を添付してください。

(注意) 従業員の配偶者が出生後休業支援給付金の支給申請を行った後で、証明書の内容が偽りであったことが判明した場合は、従業員の配偶者が不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。

(注) 子の出生後8週間の期間とは、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間をいいます。

## 【育児休業給付金の2回目以降の支給申請手続】

育児休業給付金の申請は、原則として2か月に一度行ってください。  
被保険者本人が希望する場合、1か月に一度、支給申請を行うことも可能です。

|      |  |
|------|--|
| 提出者  | 被保険者を雇用している事業主<br>やむを得ない理由で、事業主経由での提出が困難な場合や、被保険者本人が自ら申請手続を希望する場合は、被保険者本人が提出することも可能です。 |
| 提出書類 | <b>育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書（ハローワークが交付）（30頁参照）（※）</b>                                    |
| 添付書類 | 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカードなど<br>育児休業給付金支給申請書の記載内容を確認できるもの                                   |
| 提出先  | 事業所の所在地を管轄するハローワーク ※電子申請も利用できます  |
| 提出時期 | <b>公共職業安定所長が指定する支給申請期間</b><br>ハローワークが交付する「育児休業給付次回支給申請日指定通知書」に印字されています。                |

(※)

受給資格確認手続のみが行われた場合で、受給資格確認時に被保険者の配偶者の育児休業取得状況または被保険者の配偶者が育児休業を要件としない場合に該当していることが確認済みのときは、この「育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書」で育児休業給付金及び出生後休業支援給付金の支給申請手続を行うことができます。この場合、あらためて出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類（19～24頁参照）を提出していただく必要はありません。

受給資格確認時に被保険者の配偶者の育児休業取得状況または被保険者の配偶者が育児休業を要件としない場合に該当していることが確認できなかった場合に、出生後休業支援給付金の支給申請を行うときは、この申請書と別に、「出生後休業支援給付金支給申請書」（31頁参照）に出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類（19～24頁参照）を添えて申請してください。

## いわゆる「パパ・ママ育休プラス制度」を利用する場合の支給

### (1) 概要

父母ともに育児休業を取得する場合は、以下A～Cすべての要件を満たすと、子が1歳2か月に達する日の前日までの間に、最大1年まで育児休業給付金が支給されます。⇒ **例1・2**

- ・ 母親の場合は、出産日（産前休業の末日）と産後休業期間と育児休業期間を合わせて最大1年です。
- ・ 父親の場合は、出生時育児休業期間と育児休業期間を合わせて最大1年です。

**A 育児休業開始日が、当該子の1歳に達する日の翌日以前であること**

**B 育児休業開始日が、当該子に係る配偶者が取得している育児休業期間の初日以後であること**

**C 配偶者が当該子の1歳に達する日以前に育児休業を取得していること**

B、Cの配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。  
配偶者が国家公務員、地方公務員等である場合も含みます。

### (2) 申請方法

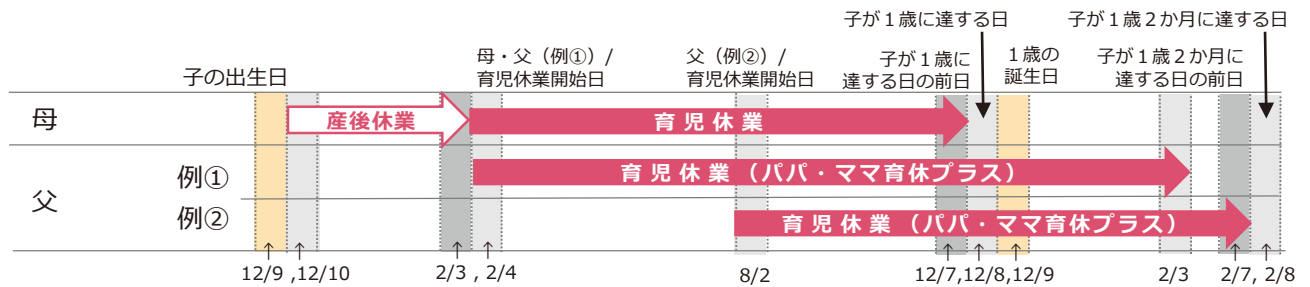
原則、**子が1歳に達する日を含む支給単位期間までの支給申請時**に、18頁の添付書類に加え、下記書類を添付して提出してください。

「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書」（29頁参照）の場合は27欄と28欄、「育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書」（30頁参照）の場合は19欄と20欄に記載して提出してください。

（添付書類）

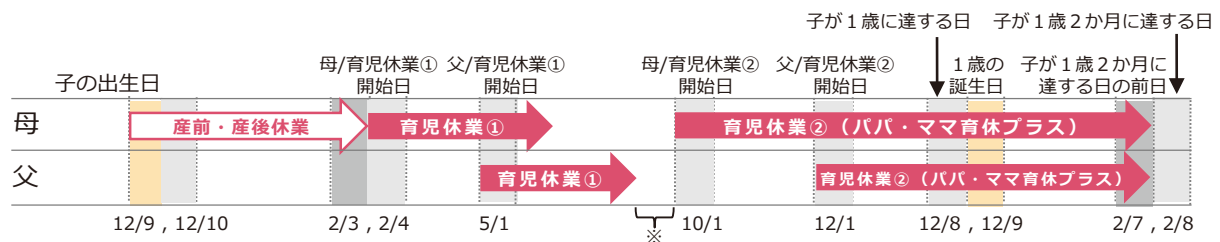
- ・ 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの
- ・ 配偶者の育児休業取扱通知書等、支給対象者の育児休業開始日が当該子の1歳に達する日の翌日以前で、かつ、当該被保険者の配偶者の育児休業の初日以後であることを確認できるもの

### 例 1 : 被保険者がパパ・ママ育休プラス期間を含み育児休業を取得した場合



例①、例②ともに父の育児休業は、育児休業開始日が子が1歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日(2/4)以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、1歳2か月に達する日前までの期間(通算上限1年)、育児休業給付金の支給対象となります。

### 例 2 : 父母の育児休業がともにパパ・ママ育休プラスの対象となる場合



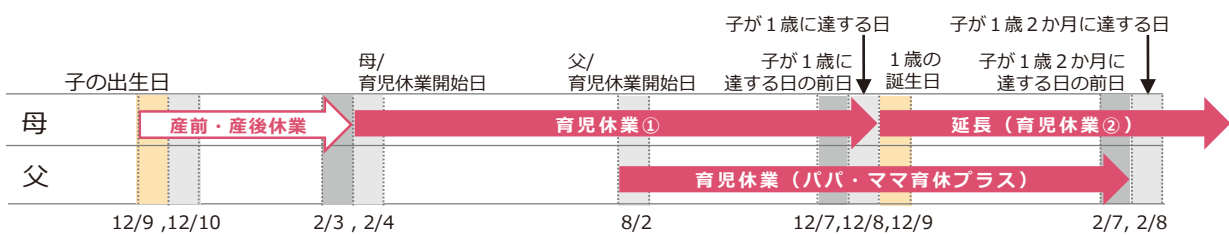
母の育児休業②は、育児休業開始日が子が1歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日(5/1)以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、1歳2か月に達する日前までの期間(誕生日(産前休業の末日)、産後休業及び育児休業期間を合わせて上限1年)、育児休業給付金の支給対象となります。

父の育児休業②は、育児休業開始日が子が1歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日(2/4)以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、1歳2か月に達する日前までの期間(通算上限1年)、育児休業給付金の支給対象となります。

※ 1歳達する日までの期間における育児休業は、休業期間が重複したり連続している必要はありません。

また、パパ・ママ育休プラス制度(前頁参照)を利用する場合であって、延長事由(32頁参照)に該当する場合の育児休業給付金の支給対象期間の取扱いについて、事例をお示しします。

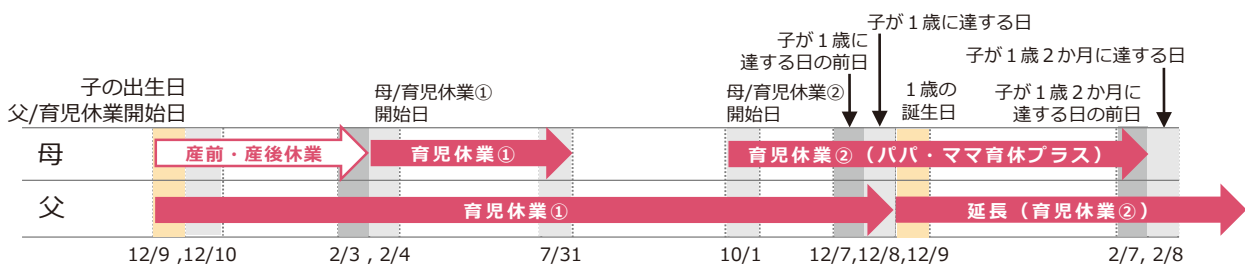
### 例 3 : 父母いずれかの育児休業がパパ・ママ育休プラスの対象となる場合①



母の育児休業②は、誕生日(産前休業の末日)、産後休業及び育児休業期間を合わせて上限の1年に達しているため、パパ・ママ育休プラスの対象となりませんが、延長事由(32頁参照)を満たす場合は、1歳6か月に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

父の育児休業は、育児休業開始日が子が1歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日(2/4)以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、1歳2か月に達する日前までの期間(通算上限1年)、育児休業給付金の支給対象となります。

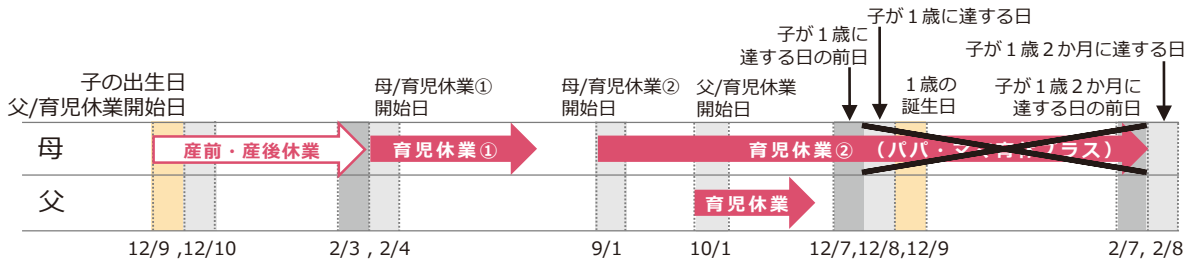
### 例 4 : 父母いずれかの育児休業がパパ・ママ育休プラスの対象となる場合②



母の育児休業②は、育児休業開始日が子が1歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日(12/9)以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、1歳2か月に達する日前までの期間(誕生日(産前休業の末日)、産後休業及び育児休業期間を合わせて上限1年)、育児休業給付金の支給対象となります。

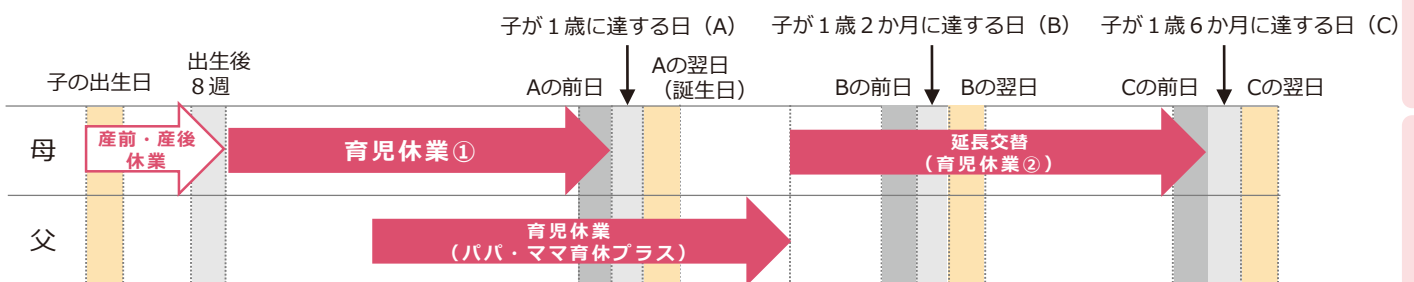
父の育児休業②は、育児休業期間が上限の1年に達しているため、パパ・ママ育休プラスの対象となりませんが、延長事由(32頁参照)を満たす場合は、1歳6か月に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

## 例5：パパ・ママ育休プラスの対象とならない場合



母の育児休業②は、育児休業開始日が配偶者の育児休業の初日（10/1）前であるためパパ・ママ育休プラスの対象となりません。（延長事由（32頁参照）を満たす場合は、1歳6か月に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。）

## 例6：パパ・ママ育休プラス適用時に1歳6か月までの育児休業を行う場合①

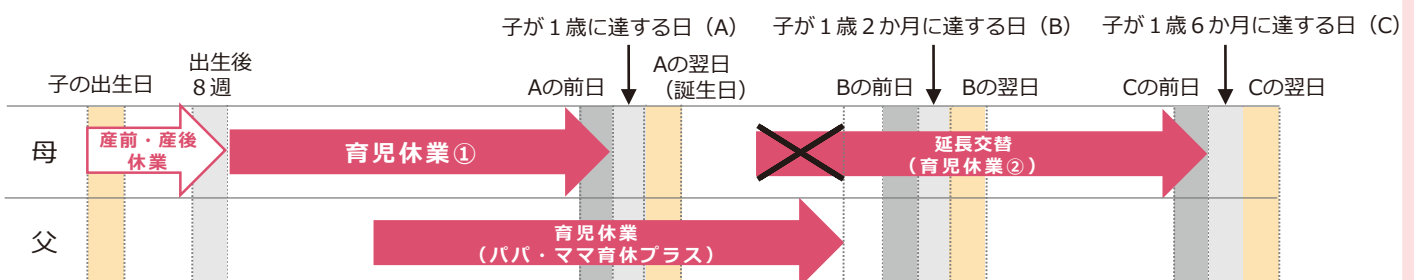


母の育児休業②は、配偶者が子が1歳に達する日（※）に育児休業を行っており、育児休業開始日が子が1歳に達する日（※）の翌日であるため、延長事由（32頁参照）を満たす場合は、育児休業給付金の支給対象となります。

父の育児休業は、育児休業開始日が子が1歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、1歳2か月に達する日前までの期間（通算上限1年）、育児休業給付金の支給対象となります。

※ パパ・ママ育休プラスの適用を受ける場合は、1歳に達する日後の休業終了予定日と読み替えて適用されます。

## 例7：パパ・ママ育休プラス適用時に1歳6か月までの育児休業を行う場合②

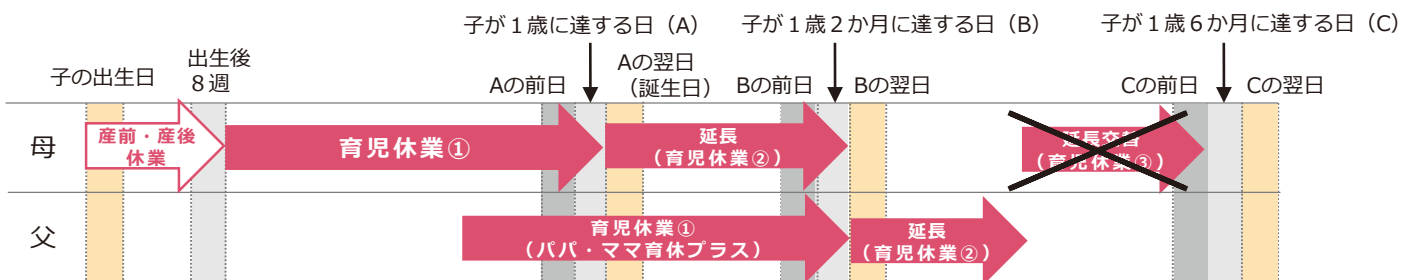


母の育児休業②は、配偶者が子が1歳に達する日（※）に育児休業を行っており、育児休業開始日が子が1歳に達する日（※）の翌日前であるため、育児休業給付金の支給対象となりません。

父の育児休業は、育児休業開始日が子が1歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、1歳2か月に達する日前までの期間（通算上限1年）、育児休業給付金の支給対象となります。

※ パパ・ママ育休プラスの適用を受ける場合は、1歳に達する日後の休業終了予定日と読み替えて適用されます。

## 例8：パパ・ママ育休プラス適用時に1歳6か月までの育児休業を行う場合③



母の育児休業②は、誕生日（産前休業の末日）、産後休業及び育児休業期間を合わせて上限の1年に達しているため、パパ・ママ育休プラスの対象となりません。延長事由（32頁参照）を満たす場合は、育児休業給付金の支給対象となります。この場合、母の育児休業③は、1歳～1歳6か月の期間における2回目の育児休業となるため、除外事由（11頁参照）の一つ目の事由に該当しない限り、育児休業給付金の支給対象となりません。

父の育児休業①は、育児休業開始日が子が1歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日（2/4）以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、1歳2か月に達する日前までの期間（通算上限1年）、育児休業給付金の支給対象となります。父の育児休業②は、延長事由（32頁参照）を満たす場合は、育児休業給付金の支給対象となります。

1 出生前・産後休業給付金

2 育児休業給付金

3 支給対象期間の延長

# 記載例：雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書

様式第10号の2の2

## 雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (安定所提出用)(介護・育児)

所定労働時間短縮開始時賃金証明書

|  |   |                            |                     |                |                           |
|--|---|----------------------------|---------------------|----------------|---------------------------|
| ① 被保険者番号                                 | 8800-802047-9                                     | フリガナ                       | フリガナ                | ④ 休業等を開始した日の   | 令和 X 年 11 月 5 日           |
| ② 事業所番号                                  | 4900-000111-1                                     | 休業等を開始した者の氏名               | 適用 優子               | 開始した日の         | 年 月 日                     |
| ⑤ 名称                                     | 株式会社 労働保険 立川支店                                    | ⑥ 休業等を開始した日の               | 〒359-0044 所沢市並木6-34 | 住所又は居所         | 電話番号 (020) 8809-X098      |
| 事業所所在地                                   | 立川市錦町1-19-1                                       | この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。 | 住所                  | 東京都千代田区霞が関1-11 | 事業主                       |
| 氏名                                       | 代表取締役 保険 智  | III 休業等を開始した日              |                     |                |                           |
| II 休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間 |   |                            |                     |                |                           |
| ⑦ 休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間  | ⑧ 賃金支払対象期間  | ⑨ 基礎日数                     | ⑩ 賃金額               | ⑪ 計            | ⑫ 備考                      |
| 休業等を開始した日 11月5日                          | 10月5日～休業を開始した日の前日                                 | 0日                         | 0                   |                | 自X.7.30                   |
| 7月5日～8月4日                                | 7月21日～8月20日                                       | 9日                         | 90,000              |                | 至X.11.4 98日間 出産のため 賃金支払なし |
| 6月5日～7月4日                                | 6月21日～7月20日                                       | 30日                        | 300,000             |                |                           |
| 5月5日～6月4日                                | 5月21日～6月20日                                       | 31日                        | 300,000             |                |                           |
| 4月5日～5月4日                                | 4月21日～5月20日                                       | 30日                        | 300,000             |                |                           |
| 3月5日～4月4日                                | 3月21日～4月20日                                       | 31日                        | 300,000             |                |                           |
| 2月5日～3月4日                                | 2月21日～3月20日                                       | 29日                        | 300,000             |                |                           |
| 1月5日～2月4日                                | 1月21日～2月20日                                       | 31日                        | 300,000             |                |                           |
| 12月5日～1月4日                               | 月 日～月 日   | 日                          |                     |                |                           |
| 11月5日～12月4日                              | 月 日～月 日   | 日                          |                     |                |                           |
| 10月5日～11月4日                              | 月 日～月 日   | 日                          |                     |                |                           |
| 9月5日～10月4日                               | 月 日～月 日   | 日                          |                     |                |                           |
| 8月5日～9月4日                                | 月 日～月 日   | 日                          |                     |                |                           |
| 月 日～月 日                                  | 月 日～月 日   | 日                          |                     |                |                           |
| 月 日～月 日                                  | 月 日～月 日   | 日                          |                     |                |                           |
| 月 日～月 日                                  | 月 日～月 日   | 日                          |                     |                |                           |
| ⑬ 賃金に関する特記事項                             | VII 休業開始時賃金月額証明書 受理 令和 年 月 日 (受理番号 号)             |                            |                     |                |                           |
| ⑭ (休業開始時における)雇用期間                        | I 定めなし ⑮ 定めあり→ 令和 X年 9月 30日まで (休業開始日を含めて 1年 10ヵ月) |                            |                     |                |                           |
| VIII ※ 公共職業安定所記載欄                        |   |                            |                     |                |                           |

### I ④欄

被保険者が1歳に満たない子を養育するための休業を開始した日を記入してください。

### II ⑦欄

「休業を開始した日」欄は、④欄の休業を開始した日を記入してください。休業開始した日から遡って賃金支払基礎日数が11日以上（または賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上）ある月を2年間確認しますが、賃金支払基礎日数が11日以上（または賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上）ある被保険者期間算定対象期間が12か月以上記入があれば記入はそこまでで結構です。  
※離職証明書の記入方法に準じて記入してください。

### III ⑧・⑩欄

⑦欄もしくは⑧欄の期間における賃金支払の基礎となった日数をそれぞれ記入してください。  
有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

### IV ⑨欄

最上段には休業を開始した日の直前の賃金締切日の翌日から、休業を開始した日の前日までの期間を記入し、以下順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を2年間確認しますが、完全月で⑩欄の基礎日数が11日以上の月を6か月以上記入があれば記入はそこまでで結構です。6か月に満たない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月も記入する必要があります。  
※離職証明書の記入方法に準じて記入してください。

### V ⑪欄

月給者はA欄に、日給者はB欄に記入しますが、日給者で月単位で支払われる賃金(家族手当等)はA欄に記入し、合計額を計欄に計上してください。  
A欄またはB欄いずれか一方の記入のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。

雇用保険法施行規則第14条の第1項の規定により被保険者の介護又は育児のための休業又は所定労働時間短縮開始時の賃金の届出を行う場合は、当該賃金の支払の状況を明らかにする書類を添えてください。  
本手続は電子申請による申請が可能です。  
なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本届書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを説明するものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

|                           |     |      |      |    |    |    |   |
|---------------------------|-----|------|------|----|----|----|---|
| 社会保険 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 | 氏 名 | 電話番号 | ※ 所長 | 次長 | 課長 | 係長 | 係 |
| 労働士 記載欄                   |     |      |      |    |    |    |   |

### 【例示説明】

- ・令和X年11月5日に育児休業を開始する場合（令和X年9月9日出産）
- ・賃金締切日が各月20日

### VI ⑫欄

⑦欄から⑩欄の参考となることを記入してください。

例・賃金未払いがある場合

- ・出産・傷病等で引き続き30日以上賃金の支払がない場合
- ・休業手当が支払われたことがある場合
- ・⑧欄の基礎日数が11日以上の月が12か月以上ない場合、または、⑩欄の基礎日数が11日以上の完全月が6か月ない場合は、⑧欄または⑩欄の基礎日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

### VII ⑬欄

3か月以内の期間ごとに支払われる賃金（特別の賃金）について記入してください。該当がない場合には斜線を引いてください。

### VIII ⑭欄

休業開始時点での休業を行う者についての雇用期間の定めの有無を記載してください。雇用期間の定めがある場合は雇用期間の最終日及び休業開始日から雇用期間の最終日までの期間を記入してください。

1 出生時育児休業給付金

2 育児休業給付金

3 支給対象期間の延長

# 記載例：育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書 （育児休業給付金の申請と、出生後休業支援給付金の申請を行う場合）

■ 第101条の30、第101条の42関係（第1面）  
育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書  
（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別 1. 被保険者番号 2. 資格取得年月日

3. 被保険者氏名 フリガナ（カタカナ）  
育休 花子

4. 事業所番号 5. 育児休業開始年月日 6. 出産年月日（3 胎前 4 平成 5 令和）

7. 出産予定日

8. 過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業取得の有無  
9. 個人番号

10. 被保険者の住所（郵便番号） 12. 被保険者の電話番号（項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。）

11. 被保険者の住所（漢字）※中・区・郡及び町社名 被保険者の住所（漢字）※丁目・番地

13. 支給単位期間その1（初日）（末日） 14. 就業日数 15. 就業時間 16. 支払われた賃金額

17. 支給単位期間その2（初日）（末日） 18. 就業日数 19. 就業時間 20. 支払われた賃金額

21. 最終支給単位期間（初日）（末日） 22. 就業日数 23. 就業時間 24. 支払われた賃金額

25. 職場復帰年月日 26. 支給対象となる期間の延長事由一期間

27. パパ・ママ育休プラス制度活用 28. 配偶者の被保険者番号 29. 配偶者の育児休業開始年月日

30. 育児休業取得理由 31. 配偶者の状態

32. 公金受取口座 利用希望 希望 金融機関名称・支店名称 本店・支店

33. 金融機関・店舗コード 口座番号

① 5・6欄  
5欄に育児休業開始年月日、6欄に出生年月日を記載してください。

② 8欄  
過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業を取得したことがある場合、8欄に「1」と記載してください。

③ 9欄  
被保険者の個人番号を記載してください（過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業を取得したことがあり、個人番号を登録した場合は記載不要です）。

④ 10・11欄  
被保険者の住所を記載してください（過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業を取得したことがあり、その時に登録した住所から変更がない場合は記載不要です）。

⑤ 13・17欄  
支給単位期間その2（17欄）の初日は、支給単位期間その1（13欄）の初日の翌月の応当日（応当日がないときはその月の末日）です。支給単位期間その1の末日は支給単位期間その2の初日の前日です。

⑥ 14～16、18～20欄  
13・17欄の支給単位期間中に就業した日数について、14・18欄に（就業した日数が10日を超える場合、就業した時間数（1時間未満の時間数は切り上げ）を15・19欄に）、支払日のある日数について16・20欄に記載してください（17頁参照）。

⑦ 27欄  
一定の場合で、子が1歳以降（1歳の誕生日の前日以降）1歳2か月未満までの期間も育児休業をする場合に記載してください（32頁参照）。

## （裏面）

第101条の30、第101条の42関係（第2面）  
上記被保険者が育児休業を取得し、上記の記載事項に誤りがないことを証明します。

（印）行政機関  
事業所名（所在地・電話番号）東京都千代田区霞が関4-5-5  
03-5233-1111

令和 X年 7月 1日 事業主名 代表取締役 行政 清二

上記のとおり育児休業給付の受給資格の確認を申請します。  
雇用保険法施行規則第101条の30、第101条の42の規定により、上記のとおり育児休業給付金及び出生後休業支援給付金の支給を申請します。

令和 X年 7月 3日 ○○公共職業安定所長 殿

マイナポータルに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される方は、「1」を記入してください。公金受取口座への振込を希望し、「1」を記入した場合は、以下の金融機関情報について記載の必要はありませんが、記載があった場合には、以下の金融機関情報への振込を優先します。

希望 金融機関名称・支店名称 本店・支店

33. 金融機関・店舗コード 口座番号

（印）行政機関  
申請者氏名 育休 一部

備考

⑧ 28・29・31欄  
出生後休業支援給付金の支給申請を行う場合、28・29・31欄のいずれか（複数記載は不可）に次のとおり記載してください。

- 配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を一定の期間（注）に14日以上取得した場合は、28欄に被保険者番号を記載してください
  - 配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く。）であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間（注）に14日以上取得した場合は、29欄に育児休業開始年月日を記載してください。
  - 配偶者が、子の誕生日の翌日において配偶者の育児休業を要件としない場合に該当する場合は、31欄に該当する番号を、記載してください。
- （注）一定の期間とは、「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間をいいます。

⑨ 32欄  
個人番号の登録が完了している方で、マイナポータルに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される場合は「1」を記入してください。「1」を記入した場合は、金融機関情報について記載の必要はありませんが、記載があった場合には記載された金融機関情報への振込を優先します。なお、過去に失業等給付や育児休業給付を受給したことがあり、その際に登録した口座への振込を希望する場合は記載不要です。

⑩ 署名欄  
被保険者本人が氏名を記載してください。被保険者から申請等に係る同意書が提出された場合には、被保険者の署名を省略できます。この場合、申請者氏名欄には、「申請について同意済み」と記載してください。

1 出生時育児休業給付金  
2 育児休業給付金  
3 支給対象期間の延長



# 記載例：出生後休業支援給付金支給申請書

## 出生後休業支援給付金の支給申請を単独で行う場合の記載例

育児休業給付金の支給決定がされた後でなければ申請できないため、育児休業給付金支給決定通知書が送付された後や入金が確認できた後に申請を行っていただくをお願いします。

■ 第101条の42関係 (第1面)

### 出生後休業支援給付金支給申請書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

1. 被保険者番号 5050-123456-7 2. 資格取得年月日 (3 期初 4 平成 5 令和) 4-280401

3. 被保険者氏名 フリガナ(カタカナ) 育休 花子 1クキユウ ハナコ

4. 事業所番号 1300-987654-3 5. 育児休業開始年月日 5-0X0411

6. 個人番号

7. 被保険者の住所(郵便番号) 100-9988 9. 被保険者の電話番号(項目ごとにそれぞれ左端の欄に入れてください) 090-XXXX-XXXX

8. 被保険者の住所(漢字) ※市・区・郡及び町村名 千代田区霞が関 市町区域 番号

被保険者の住所(漢字) ※丁目・番地 4-5-6

被保険者の住所(漢字) ※アパート、マンション名等

10. 配偶者の被保険者番号 5050-999999-9 11. 配偶者の育児休業開始年月日

12. 配偶者の状態

13. 公金受取口座 利用希望  (マイナンバーに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される方は、「1」を記入してください。公金受取口座への振込を希望し、「1」を記入した場合は、以下の金融機関情報について記載の必要はありませんが、記載があった場合には、以下の金融機関情報への振込を優先します。)

希望 金融機関名称・支店名称 本店・支店

金融

機関

14. 金融機関・店舗コード 口座番号

指定店

15. 支払区分 16. 未支給区分 (3 専業 未支給 以外 1 未支給) 17. 出生後休業支援給付金 要件該当  (1 あり 2 なし) 18. 出生後休業支援給付金 支給日数

※公共職業安定所記載欄

雇用保険法施行規則第101条の42関係の規定により、上記のとおり出生後休業支援給付金の支給を申請します。

令和 X 年 8 月 18 日 OO 公共職業安定所長 殿 フリガナ イクキユウ ハナコ 申請者氏名 苗字 若子

資格確認の可否 処理 資格確認年月日 令和 年 月 日 通知 年月日 令和 年 月 日

社会保険労務士記載欄 作成年月日 提出代行・事務代行者の表示 氏 名 電話番号 ※ 所 次 課 係 操 長 長 長 長 係 作者

#### Ⅰ 5~8欄

被保険者の育児休業開始年月日、個人番号、住所を記載してください。

#### Ⅱ 10~12欄

出生後休業支援給付金の支給申請を行う場合、10・11・12欄のいずれか(複数記載は不可)に次のとおりに記載してください。

- 配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される育児休業を一定の期間(\*)に14日以上取得した場合は、10欄に被保険者番号を記載してください
  - 配偶者が公務員(雇用保険被保険者である場合を除く。)であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間(\*)に14日以上取得した場合は、11欄に育児休業開始年月日を記載してください
  - 配偶者が、子の出生日の翌日において配偶者の育児休業を要件としない場合に該当する場合は、12欄に該当する番号を、記載してください。
- \* 一定の期間とは、「出生日または出産予定日のうち早い日」から「出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間をいいます。

#### Ⅲ 申請日

申請する日を記載してください。申請期間は、被保険者の育児休業開始日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日までです。

# 通知例：出生後休業支援給付金支給決定通知書

## 出生後休業支援給付金支給決定通知書(被保険者通知用)

|                               |               |                        |          |          |          |
|-------------------------------|---------------|------------------------|----------|----------|----------|
| 被保険者番号                        | 氏名            | 性別                     | 生年月日     | 出産年月日    | 出産予定日    |
| 5050-031384-9                 | イケタコ ハナコ      | 女                      | 4-040401 | 5-0X0414 | 5-0X0414 |
| 休業開始年月日                       | 配偶者の被保険者番号    | 配偶者の休業開始年月日            | 配偶者の状態   | 賃金月額     | 賃金月額の13% |
| 0X0611                        | 5050-031383-6 |                        |          | 210,000  | 27,300   |
| 支給済日数                         | 28            | 支払方法(金融機関・店舗コード及び口座番号) | 0190720- | 7654321  |          |
| 出生後休業支援給付金を支給決定しましたので口座振入します。 |               |                        |          |          |          |
| 出生後休業期間                       | 支給日数          | 支給率                    | 支給金額     |          |          |
| 0X0611-0710                   | 28日           | 13%                    | 25,480円  |          |          |
| 支給終了(出生後休業支援終了)               |               |                        |          |          |          |

#### Ⅰ 支払方法

指定した金融機関口座番号が記載されていることを確認してください。

#### Ⅱ 通知内容

賃金月額と休業日数を基にした支給金額が印字されます。計算方法は4頁を確認してください。なお、出生後休業支援給付金の支給の上限(28日)を既に超えている場合や被保険者の配偶者の要件を満たさない等、支給要件を満たさない場合はその旨を印字した出生後休業支援給付金不支給決定通知書を交付します。